

想 続 だ よ い



一般社団法人

相続サポートセンター

相続サポートセンター

検索

www.so-sapo.jp

感謝の気持と譲る心の大切さ

ごあいさつ

代表相談員 中田 隆之



先日、9月1日で全4回にわたる「サザエさんちに学ぶ相続セミナー」が終了しました。セミナーにご参加いただいた皆様お疲れ様でした。そしてありがとうございました。

今回は遺言についての重要性のお話をさせていただきました。その中で「遺言は財産の分け方よりも、家族への愛情や感謝の気持ちを伝えてください。」というお話をさせていただきました。

「遺言には『付言』というものを書くことが出来ます。その『付言』をどう書くかが重要で、この中で家族への感謝や愛情を伝えてあげることが一番の争族予防になります。」というお話をさせていただきました。

参加された方のアンケートには「付言というものがあることを知らなかった。」「付言の話がよかった。」「感謝や愛情を伝えることの重要性がよく分かった。」という感想を頂き、今回のセミナーの大きな目的は伝えることが出来たかなと感じました。

今後も「相続で苦労しない。」「相続で不幸にならない。」「相続で家族の絆が壊れない。」ためにどうすればいいかをセミナー等とおして、お伝えしていきたいと思っております。ぜひご参加ください。ありがとうございます。



相談員のつぶやき



【相続人が自分以外にもう一人？】

お父様の相続相談で来られたAさん。Aさんが2歳の頃に両親が離婚しており父子家庭で育ったので、相続人はAさんお一人。以前叔母から、両親が結婚する際に母にAさんより7歳年上の連れ子がいたことは聞いているが、今回は父の相続なので関係ないとおっしゃっていました。

相続手続きでは、あらゆる場面でお亡くなりになった方のお生まれになってからお亡くなりになるまでの連続した戸籍の提出を求められます。相続人を確認する必要があるからです。戸籍を確認したところ、その連れ子は婚姻前に父が認知している子（つまりAさんの実の兄）だったことが分かりました。認知しているので当然にその子（Bさん）も相続人となります。

調査の結果、現在Bさんは県外で暮らしていることがわかりました。Aさんからお手紙を送り、父の相続のことを連絡しました。数日後、Bさんから連絡がありました。

Aさんとすれば病気がちな父の面倒をずっと一人で見てきたのだから、Bさんには財産の4分の1くらいでいいだろうという考えでした。

一方Bさんは疎遠になっていたとはいえ、自分にも相続分があるのだから法定相続分は欲しい（この場合2分の1）という主張でした。何度かAさんとBさんで話し合いの場をもつて、双方が歩み寄る形で分割協議書を作成、相続手続きも無事終わりました。

現在戸籍だけでは分からないことがあります。離婚再婚経験のある方や、お子様がいらっしゃるご夫婦など、相続人が複雑になり相続手続きでもめる場合が多々あります。事前に準備をしておけば、ご自分の死後に遺族がもめることもなく、また費用も抑えることができます。ご心配なことがある方はぜひ一度ご相談ください。

お客様の声

今回は当センターに寄せられました、皆様からの生の声をご紹介します。



早くに父を亡くしており、今回が母が亡くなり、当時どのように母がいるんな手続きをこなしていったのかわかっていなかったの、何をいつまでに終わらせなければいけないのか、あわてるばかりでした。

ネットでこういうお手伝いをしてくれる所があると知りメールを送ると、わかり易いあたたかな文面が返信され、思い切って相談にうかがいました。

自分達で動いているより、何倍もスムーズに無駄なく進んでいき、母の初盆には、妹と二人、母の人生をゆっくり語り合うことができました。

お願いしたこと以外でも心配してくださり、話も聞いてくれたこと、本当にありがたかったです。驚くような相談があった訳でもありませんが、私達にとっては、大切なものでしたので、きちんと手続きができて安心しました。どうぞ私達のように悲しんでばかりられない状況の皆様のご支援、続けてあげてください。御身体に気をつけて・・・ありがとうございました。

早くに父を亡くしており、今回母が亡くなり、当時どのように母がいるんな手続きをこなしていったのかわかっていなかったの、何をいつまでに終わらせなければいけないのか、あわてるばかりでした。ネットでこういうお手伝いをしてくれる所があると知りメールを送ると、わかり易いあたたかな文面が返信され、思い切って相談にうかがいました。自分達で動いているより、何倍もスムーズに無駄なく進んでいき、母の初盆には、妹と二人、母の人生をゆっくり語り合うことができました。お願いしたこと以外でも心配してくださり、話も聞いてくれたこと、本当にありがたかったです。驚くような相談があった訳でもありませんが、私達にとっては、大切なものでしたので、きちんと手続きができて安心しました。どうぞ私達のように悲しんでばかりられない状況の皆様のご支援、続けてあげてください。御身体に気をつけて・・・ありがとうございました。

今まだまだ元気にあと数年はと思っておりました父が突然亡くなり相続のアウトラインが見えない中、適切なアドバイスを頂き、有難うございました。

相続税申告書をあらためて見るたびに種々の関係者が携わってはじめてうまく処理されることに気づきます。今後も相談することもあるかと思いますのでよろしく御願い致します。

まだ相続に数日は見えておりましたが突然亡くなり相続のアウトラインが見えない中、適切なアドバイスを頂き、有難うございました。相続税申告書をあらためて見るたびに種々の関係者が携わってはじめてうまく処理されることに気づきます。今後も相談することもあるかと思いますのでよろしく御願い致します。

お知らせ

6月から全4回で開催しました「サザエさんちに学ぶ相続セミナー」が終了いたしました。

全4回、あしかけ3ヶ月にわたる長丁場でしたが、最後まで熱心にご参加いただきました皆様に心から感謝申し上げます。皆様からもご質問を多数いただき大変充実した内容となりました。今後も様々なセミナーを開催して参りますので、是非ご参加ください。



ご参加者さまからの感想

多くのご感想をいただきありがとうございました

- ◆よく知っているサザエさんちを例に楽しく学ぶ事ができました！
- ◆身近な例も取り上げてくださり参考になりました。
- ◆予想より多くの内容を理解できたので大変良かった。
- ◆遺言の種類と大切さがわかりました。
- ◆遺言だけでなく気持ちを伝えることが大切だと感じました。

綾瀬市より講師の依頼を受けました

「知っておきたい相続の知識」～相続争いにならないために～

綾瀬市の「平成24年度教養セミナー」にて、当センターの中田が講師を務めることになりました。今後の生活に役立つ、相続の基礎知識や事前対策について、わかりやすく解説いたします。ご参加希望の方は下記お問い合わせ先よりご連絡ください。

お問い合わせ先：
中村地区センター
0467(78)2760

- 日時：11/7(水), 11/14(水), 11/28(水), 12/5(水)
- 時間：各回 13:30 ~ 15:30
- 場所：綾瀬市深谷中5-16-43 綾瀬市立中央公民館・中村地区センター 講堂
- ※対象：綾瀬市内在住・在勤で16歳以上の方
- ※各回定員は25名程度を予定しております。

主催：綾瀬市教育委員会



一般社団法人

相続サポートセンター

相続サポートセンター 検索 www.so-sapo.jp

まずはお気軽にご連絡ください。

無料相談受付中 0120-3715-40

横浜戸塚店

〒244-0003
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 4812
TEL: 045-435-5010 FAX: 045-435-5020

南林間店

〒242-0003
神奈川県大和市林間 1-5-7
TEL: 046-278-2335 FAX: 046-278-2420